

フランスにおける契約当事者と第三者の 関係および契約複合理論

松 浦 聖 子

- 二 はじめに
- (一) 契約当事者と第三者の関係における責任の性質
- 1 古典学説
- (1) 第一原則
- (2) 第二原則
- (3) 第三原則
- 2 現代学説
- (1) 古典学説に対する批判
- (2) 契約複合と契約責任説
- (3) 契約複合理論の展開
- (二) 判 例
- 1 第一期…不法行為責任構成
- 2 第二期…必然的契約責任構成
- 3 第三期…「契約複合」構成と責任訴権の契約性

(三) 《Dese》判決以後の状況

三 契約複合と第三者

(一) 第三者に対する契約締結者の責任

1 第三者に対する契約締結者の責任と適用規定

(1) 責任を生ぜしめる事実

(2) 責任訴権と適用規範

2 第三者に対する契約締結者の不法行為責任

(1) 契約複合の外部第三者による契約当事者に対する不法行為訴権

(2) 契約複合の内部第三者による契約当事者に対する不法行為訴権

① 自己の契約相手方の契約締結者の責任に対する訴権

② 所有権の移転を伴わない目的物に関する契約の連鎖における契約当事者間で行使される訴権

③ 同一の取引内における契約当事者によって相互に行使される訴権

(二) 契約当事者に対する第三者の責任

1 契約当事者に対する第三者の不法行為責任の原則

2 契約当事者に対する第三者の不法行為責任の適用

四 おわりに

一 はじめに

フランスにおいては、現代的な契約法の発展・進化により、新たな契約形態が学説上議論されている。契約複合 (les groupes de contrats) と呼ばれるこの契約形態は、複数の契約相互が同一の契約目的を有し、あるいは同一の目的の実現に一致協力するもの、ととらえられる。ここで、同じ目的を有する複数の契約において必然的に生じる問題は、第三者的な契約当事者 (関与者) として、契約当事者相互間の法的関係である。⁽¹⁾ 第三者的な契

約当事者とは、同一の契約複合の当事者（関与者）でありながら、直接には契約の合意を交わしていない者をいう。例えば売買の連鎖における売り主と、買い主を介在させた転得者の関係、請負における注文者と下請人の関係がこれに該当する。

学説においては、こうした契約関係の分析は契約の相対的効力の原則（le principe de l'effet relatif des conventions）の検討にゆだねられてきた。フランスにおいては、契約の効果が第三者に及ぶことを否定する契約の相対的効力の原則の厳格な解釈により、契約当事者と第三者の間に損害賠償請求権（直接訴権）が存在することが広く認められている。⁽²⁾これは第三者が契約不履行の被害者である場合、反対に第三者が契約不履行の原因であることを問わない。この場合に生じる責任は判例、学説上ともに議論的になっている。この責任の性質を確定するにあたり、判例学説ともに責任領域の確定の古典基準を採用してきたが、⁽³⁾損害の作出者と被害者の間に契約関係がない場合には、その責任は不法行為責任であるとされてきた。従って、締約当事者と第三者との間に生じる責任は不法行為的であるといえる。しかしながら社会生活の複雑化と財の流通・分配の多様化により、何らかの形で第三者が契約の不履行によって損害を被る事態は避けられない。この問題について有力学説は、最初に締結された契約と関係があり、その範囲内で損害を被った第三者は、契約責任の規定をもって同じ制度の下に処理されるべきと主張し始め、⁽⁴⁾判例は多少の矛盾や方針の転換をもってこの意見に同調、立法者は特別法の領域、多くは国際条約の適用場面においてこの新しい解決法を引きだそうと努めるなど、二〇世紀初頭から議論の蓄積が始まった。⁽⁵⁾

フランスにおいては注目すべきは、責任の性質の判断について、一方では契約責任及び不法行為責任の固有の領域の設定、領域確定基準の明確化という外部からの作用が、さらに一方では責任の性質につき当事者の「意思」を媒介にして契約締結者と第三者の関係が浮き彫りになってゆく内部での作用が同時に存在していることで

ある。本稿の目的は、契約締結者と第三者の関係において責任の性質判断基準がいかに関能しているか、および契約複合という枠組みを与えられた場合の契約責任の拡大、契約の相対効の原則の関係を検討する事である。本来であれば、契約締結者と第三者の関係は契約の効力、對抗の問題として生じうる問題でもあるが、紙幅の都合上本稿のような構成を採用するものであることをご容赦頂きたい。

二 契約当事者と第三者の関係における責任の性質

(一) 学 説

1 古典学説

「第三者に対する契約締結者の責任は不法行為責任である」とする古典学説は二〇世紀前半において、契約関係における第三者の損害賠償の獲得が容易になることを配慮し、三つの基準を提唱した。

(1) 第一原則

「第三者は契約を基礎として契約当事者に責任訴権を行使することはできない」

この原則においては、合意の相対効の適用とフランス民法典一一六五条の《*Res inter alios acta*》の法理⁽⁶⁾が問題となるが、この点につきマゾーリタンクは「責任の性質を変更させる旨の合意がその効果を生ぜしめるのは契約当事者間においてのみである」と説明する⁽⁷⁾。判例はこの原則の適用につき終始一貫した態度を維持しており、「契約外の者は、自らの利益のために契約の一方当事者に対し民法典一一三七条を主張することはできない⁽⁸⁾」と判示する。かように契約責任の適用は契約当事者間においてのみ、と厳しく制限されるので第三者は契約責任を主張して損害賠償を請求することは認められない。このような考え方の根底には、(契約外の第三者が)自らを契

約当事者間における債務の債権者であると主張することは、契約の枠組に介入することであり、債務を発生させる法律行為として（第三者にとつては、不可能な契約責任を主張することである、という発想がある。⁽⁹⁾ 破棄院連合部一九七三年三月二三日判決⁽¹⁰⁾が出るまでは、第三者が起こした訴訟に契約責任が適用されたことは殆どなかった。しかしこの判決の論法は、まず第一に問題になっている責任の規定に関する性質によって説明される。

ただし、伝統的にも、また後述する特別な場合を除いて判例は第三者に対して契約責任の利益を拡大することを認めない。⁽¹¹⁾ 以上のような理由があるにもかかわらず、契約不履行の被害者である第三者に賠償請求を認めるために、判例は不法行為責任を用いたのである。

(2) 第二原則

「第三者は不法行為を基礎として契約当事者に責任の訴権を行使できる」

この原則は、破棄院の理由中で幾度となく確認されているものである。破棄院第一民事部一九三一年七月二二日判決⁽¹²⁾は、「当事者間において、契約上の債務の履行過程で生じたフォート⁽¹³⁾を理由にして民法典一三八二条および一三八三条の規定が原則として主張され得ないとしたら、当事者は契約外の第三者に対して再び支配力を回復する」という不当なことになる、第三者の救済には不法行為責任を適用することを認める。判例のこの論理は、契約責任以外の責任は全て不法行為責任であるとする責任の性質の確定基準に従ったものである。

しかしながら、不法行為責任の適用が合意の相対効の原則に抵触するのを避けるために、それらを支配する契約上の規定を考慮に入れなければ、契約とその不履行は単なる事実と見なされる。

「」で問題になるのは、学説上《contrat-fait》の理論と呼ばれるもので、契約当事者でない第三者が《Res inter alios acta》を知らずにいる場合に、第三者に契約責任の主張を認める考え方である。⁽¹³⁾

マゾーリタンクはこの点につき次のように述べる。「契約を締結し、その契約が履行されていないと主張するこ

とは、事実として存在する純粋な事実を主張することである⁽¹⁴⁾。破棄院もこの考え方を採用し、「原則として、契約上の合意は契約当事者でない第三者に対抗できないが、だからといって裁判官が判決に必要な情報を係争中の一方当事者と関係のない行為から得ることはできないとか、契約の約定を第三者に対する事実状態とみなすことができないということにはならない⁽¹⁵⁾」とした。

このような解決法は、民法典一三八二条と同一一六五条の合意の相対効を両立させるものである。ところで、一九世紀後半の判例⁽¹⁶⁾は、どのような事実を基礎としても第三者の損害賠償請求は認められないとする厳しい解釈を採っていたが、この解釈はかなり以前から採用されていない。

(3) 第三原則

「契約締結者の不法行為責任を主張できる第三者とは全て契約の成立時に当事者でなかった者である」

第三者としての資格は契約締結の時点で評価され、契約の履行は問題にされない。カルボニエは、「身体的な存在も、具体的な履行でもなく、債務に従い、従わせるという法的意思のみが考慮される⁽¹⁷⁾」と述べる。以来、第三者と考えられ得るのは、合意における当事者ではなく、何らかの代理の形態によって当事者を代理せず、かつ当事者から承継人の資格を与えられるような権利を受け継がない者、と考えられるに至った⁽¹⁸⁾。この第三者の定義は、損害の性質や契約の現実の履行ではなく、契約の成立時に義務を負う旨の意思を考慮するという意味において主観的である⁽¹⁹⁾。

これら三つの原則を競合的に適用することによって、広く不法行為責任の適用領域が第三者に向けて開かれる。つまり契約当事者でない者は、たとえ当該契約から利益を受けることがあっても不法行為責任を主張することができるからである。ここでは、契約は単なる事実とみなされる。ヴィネイはこの点につき「実定法において、契約上の債務不履行が債権者を害する代わりに第三者に損害をもたらしている以上、不法行為責任は契約上の債務

不履行に対する妥当なサンクションであるということを認めてもおかしくないように思われる」と述べ、⁽²⁰⁾ 学説はこの理論を再び問題にすることになる。

2 現代学説

(1) 古典学説に対する批判

不法行為責任の理論を契約締結者と第三者の関係において適用する古典学説の立場は、その後学説による批判の的になり、新たな責任の確定基準の提唱へとつながった。一九七〇年代後半から、有力学説によって、不法行為責任は契約責任規範とは異なることから、その適用が結果として契約締結者の責任を免れる予見可能性を妨げる、との指摘がなされるに至った。⁽²¹⁾ これは、契約締結者と第三者との関係に不法行為責任を適用すると、責任非競合の原則 (la règle du non-cumul)⁽²²⁾ の適用が実現できなくなるといふ論理的整合性の問題でもある。

学説は、古典学説が責任の性質を決定するにあたり、第三者が契約の成立時に当事者であったか否かを考慮することを強調する。これは、もっぱら契約の成立を問題にするために契約の履行が全く考慮されないということである。それゆえ責任の性質は、危険の負担や被害の損害は同じでも、被害者が有責者にとつての契約の一方当事者であるのか、もしくは反対に契約における第三者なのかによつて異なることになる。このような考え方も実務では同一の状況として扱われる。結局明らかなのは、判例が事実上あらゆる契約上の違反を不法行為上のフォートと同一視する傾向にあることを考慮して、この学説が契約上のフォートの概念を変形させるに至っているといふことである。⁽²³⁾

よつて現代の学説のうち有力説は、契約複合 (les groupes des contrats) から生じる訴訟にも契約責任の適用領域を拡大することを提唱するに至り、理論状況に変化が生じている。

(2) 契約複合と契約責任説

経済活動の複雑化および財の流通の急速化によって、現実の契約・取引関係において契約複合と呼ばれる法形態が拡張されるに至った。複合契約とは、建築、情報処理、海上輸送などのように、一つの取引を達成するために様々な専門家によってそれぞれ異なる契約が締結された場合の契約の総体である。ところで、同一の財が連続した契約の目的物になる場合には、財の性質を同じくする場合(例…連続した売買契約)と性質を異にする場合(例…請負契約)がある。ここに、「契約の連鎖(chaines de contrats)」と「契約の集合(d'ensemble de contrats)」等の契約複合のカテゴリーが生じる。⁽²⁴⁾これらの契約の内部においては、大抵の場合、複数の契約のうちの一つの契約の不履行が他の契約の履行に影響を及ぼし、契約複合における他の第三者に損害を及ぼす。例えば、下請業者が隠れたる瑕疵のある製品を引き渡し、それが仕事の発注主や転得者、利用者に損害を与える場合である。有力学説である「客観主義派」は、これらの場合の責任の性質は契約的ではなく、契約の履行に応じて決定されるべきであるとし、同じ契約の集合体にある者、つまり契約の履行から利益を得る者に契約責任を拡張すべきことを強調する。

これに対して現在一部少数学説が古典学説への回帰を見せている。その主張は契約の集合の不明確性と、契約複合における限界事例的な第三者に契約責任を適用することの難しさを指摘する。その上少数説は、有力説の検討を理解するならば、契約複合に適用されるべきは、論理的には債務の履行に関する規定も含む契約の規定全体であることを指摘する。これに対して有力説は、民法一一六五条の適用を妨げるような実定法上の発展は立法政策の枠の中だけでは実現し得ない、と反論する。

(3) 契約複合理論の展開

前述したように、フランスでは一九七〇年代から契約複合という新たな法的形態についての理論付けが提唱さ

れている。契約複合は、現代社会特有の経済活動的観点から見た場合、ある一つの共通した目的の実現の為に、独立した複数の契約が結びつく契約形態を指している。そこには、現代社会において、まず一方で財の流通化が加速化され、連結した契約を締結する当事者は同一の目的を有するということ、さらに一方で経済取引の複雑化と経済的要因の特殊化が多数の契約の締結を推進し、それらのさまざまな契約は同一の取引の実現に向かうといった、現実的な事情が存在する⁽²⁵⁾。

また、契約複合における複数の契約の結びつきに契約性を認める法的根拠について、この理論の提唱者であるテシエは、不法行為責任構成との比較の後、契約責任に対する不法行為責任のいわゆる「優位性」は殆ど皆無に等しく、契約複合において契約的な性質を有する媒介的な責任訴権を認める利益は確実に存在すると述べる⁽²⁶⁾。また、テシエは契約複合に契約責任を適用することを一般化する事が可能かどうかを論証するに当たり、ドゥモングの学説の再検討を試みる⁽²⁷⁾。ドゥモングは、「契約とは契約締結者に義務を負わせ、その契約上の義務を知る第三者にはその履行を阻害させないようにするものである。第三者のためにする契約が要約者と第三者の権利を生ぜしめるのと同様に、契約は締結者と第三者のための義務をも生ぜしめる。第三者は契約を知ったその日から契約を誤解する可能性があるので、第三者は契約と密着していなければならない」と述べ⁽²⁸⁾、第三者を殆ど契約当事者として考えた。さらにテシエは、スタルクが第三者の義務の源泉について「当事者が契約関係を生ぜしめたならば、全ての者にその契約を尊重させるのは法 (la loi) である。よって第三者による契約の侵害は、全ての者に契約を尊重させる法定の義務違反になる」と述べたことをもって、ドゥモングの論拠の困難を補強した⁽²⁹⁾。

その後契約複合理論の契約責任構成について、ヴィネイは要件論を展開する⁽³⁰⁾。まず第一に、債務者が履行補助者あるいは代理人の行為に責任を負うのは、他者に履行を任せた債務の責任を個人的に負う——つまり、債務者自身に帰せしめられる債務の約束 (engagement personnel) が存在する——場合である。その代わり、債務者が

債権者に対し、他者による履行の提供を約束したに過ぎない場合は、債務者は給付自体の履行に関与していないから責任を負わない。この場合、債務者は中間的な役割を果たしただけで、債務者が履行を促した人物は代理人でも履行補助者でもない。つまり、その履行に当たった人物は、債務者自身が債権者に対し約したものと異なる約束をしているからである。これは例えば、警備の請負において、その債務の内容が依頼人の財産を監視することである場合に、この債務（仕事）を履行するために警備担当者を使用することと、臨時雇いや人材提供の場合に、単に監視人を依頼者に紹介することが債務の内容であることの相違となって表れる。前者の場合、警備がきちんと行われなければ、請負人は警備担当者の行為につき責任を負うが、後者の場合には、人材提供者に監視人の選定につき配慮義務が欠けていたことを立証しなければ人材提供者は責任を負わない⁽³¹⁾。

第二に、主たる債務の債務者が、履行補助者あるいは代理人の行為に責任を負うには、直接に不履行を為した者が、債務者自身の契約の履行において関与していたことが必要である。この自発的な関与がなければ、不履行を生ぜしめた者の行為は実際には「第三者の行為」、すなわち債務者を免責する「外的事由」となるのである。

この要件は、麻酔医や助手の行為による外科医師の責任に適用される。判例においても、外科医師の責任を認めるのは医療チームのメンバーに指示を出したのが外科医自身である場合に限られる。もし、医療チームのメンバーが、患者によってであれ、病院の投薬によってであれ、関与行為を強制されても、医師自身は当然にはメンバーの行為に責任を負わず、賠償責任を負うのは医師による監督あるいはチームの連携が決定的に欠如していた場合についてのみである。同様に、医者が治療や手術の途中で担当を交代してもらう場合、交代者のフォートに責任を負わねばならない。反対に、患者が直接に別の医師に交代を求め、その医師との間に最初の担当医師の治療を継続する旨の契約を締結した場合には、この連続した二つの契約の独立性の問題は、結果として各医師は一体的かつ例外なくその適切な給付に責任を負うようである⁽³²⁾。

第三に、債権者が債務者による履行を明示的に免除してないことが必要である。下位契約 (le sous-contrat) と契約譲渡が区別されるのは、前者においては債務者自身の地位を中断しなくても、債務者は第三者に契約の履行を代行させるが、後者においては、債務者の変更による更改がなされるという点にある。中でも、請負と取引契約の譲渡の区別が強調される。請負においては、注文主と主たる請負人との間で交わされた契約は、主たる請負人と下請業者との間の契約と共存するといったように、二つの契約は並列の関係にある。しかし、取引契約の譲渡においては、注文主を譲受人と結び付けることによって、注文主と譲渡人を結びつけていた契約の代替が実現されるのである。例えば、下請業者が、これに指示を与える者との約束に全く着手しないままならば、取引契約の譲渡の場合は、少なくとも注文主が合意すれば、譲渡人の契約を消滅させることができる。従って、契約上の債務者は、債権者によって明示的に債務を免除されるのでなければ、自身の債務の履行において代理をさせた者の行為につき責任を負うのである。⁽³³⁾

この契約複合の形態には類型化が試みられている。⁽³⁴⁾

まず最初に挙げられるのが契約連鎖 (la chaîne des contrats) とされるもので、全体的であれ部分的であれ、同一目的物を対象とするが故に統合された複合契約である。典型的な例では、製造業者―卸売業者―小売業者―消費者という流れに乗る連鎖した売買契約がこれに該当する。

次に挙げられるのが、下位契約 (le sous-contrat) で、これは構造的に上位に位置する原契約 (上位契約) との間に階層的な関係があり、原契約 (上位契約) に依存的な契約とされる。ここに特徴的なのは、①契約上の義務を負う債務者は別の人物に当該義務の全部あるいは一部の履行を課する。建築における請負が典型例である。

②契約上の債権者は、義務の履行から生じる利得を他者に得さしめる。転貸借がその例で、転貸借契約が賃貸借契約 (原契約) に結びつくのは、賃貸借契約 (原契約) によって賃借人は転貸借人に利得を得さしめているので

ある。①のタイプの契約は、下位契約が原契約（上位契約）の履行手段となっているが、②のタイプの契約ではむしろ逆で、中間的な契約締結者が原契約の中に下位契約を履行する手段を得ることになる。

最後に挙げられるのは契約集合（ensemble de contrats）と呼ばれるもので、これは共通の目的、という意味における目的（cause）の同一性によって統一化される契約を意味する。従って融資のために売買や貸借によって形成される契約の集合についても同じことである。さらには、例えば保証あるいは物的担保、また、借主の不履行に対して保証をするための物的担保、抵当権といったものも、貸借と貸主に人的担保を与える合意の組み合わせの結果についても同様である。後者の例に關していえば、主たる契約（原契約）と付随的契約は、前者が固有かつ独立した存在であるのに対し、後者は原契約に結びつき、その履行を保証するところの必然的に別の契約であることが前提となっているのである。⁽³⁵⁾

契約複合の概念から生じる問題点は多岐にわたるが、まずは「複合」を形成する契約間の結びつきの「強さ」が問題になる。例えば、契約の無効や解除は「複合」を形成する他の契約にどう影響を及ぼすか。また結びつきの「性質」についても同様で、直接の合意を交わしていない限界当事者と呼ばれる契約当事者（関与者）との関係の性質はどうか。下請人は注文主に直接支払いの請求をなしうるのか。下請人の不履行に対し、注文主はどんな法的根拠に基づいて賠償を求めることが可能なのか。⁽³⁶⁾

次に見る判例の展開において、判例は「複合」につきごく広い射程を与えた後、限界当事者の損害賠償請求権が必然的に契約的性質を帯びると判断するにあたり、破毀院は近年より古典的な根拠付けに回帰している。

(二) 判例

1 第一期…不法行為責任構成

一九世紀から一九七〇年代後半まで、第三者と契約当事者間の責任につき、判例は殆どが不法行為責任構成を採用していた。この間、一九三〇年代前半まで、判例は第三者が不法行為責任に基づき、契約当事者に損害賠償請求を行うことを広く認めていた。判例は、被害者と有責者の間に契約上の関連性がない以上、当該責任の性質は不法行為でしかあり得ないと判断していた一方で、契約性の欠如が不法行為上のフォートを構成することを広く容認していたのである。それが一九四〇年代後半になると、判例は目的物の転得者にも最初の買主に対する瑕疵担保責任の追求を認め、契約責任の領域を、同一目的物をめぐる連続した売買契約にも拡張した。この解決は、建築家に対する建物の転得者の損害賠償請求にも適用された。しかしながら、判例はまだ古典学説の影響を受けており、転得者に契約上の損害賠償を断念させて、これを不法行為上の被害者の地位に立たせ、契約責任と不法行為責任の非競合法理を無視していた。

2 第二期…必然的契約責任構成

一九七〇年代から一九八八年までのこの時期においては、判例は現代学説の影響のもとに一九七九年一〇月九日破棄院民事第一部の「ランボルギーニ判決」で第三者の損害賠償請求が契約責任に基礎をおくことを判示した。⁽³⁷⁾ 第三者と契約当事者の間の損害賠償請求につき、「必然的な契約責任」としての性質を認めることで、破棄院は両者に対して契約責任と不法行為責任の再分配に向けての第一歩を踏み出した。同じ頃に破棄院大法廷が一九八六年二月七日判決で、注文者は転得者と同様、引き渡された目的物の不一致に基づく直接の契約責任を製造業者に対し追求できることを判示した。⁽³⁸⁾ このようにして、契約の集合に対する契約責任の適用は始まったのである。

3 第三期…「契約複合」構成と責任訴権の契約性

この時期は、判例が契約の集合に契約責任を拡張することへの躊躇と、破毀院民事第一部と第二部の見解の相違が際だった時期であった。

まず、破毀院民事第一部一九八八年三月八日判決⁽³⁹⁾は、原告が請負業者である写真現像所を直接に訴えていた事例で、民法典一一四七条と一三八二条の適用に誤りがあるとして、不法行為責任を適用した前判決を破棄した。民事第一部はその理由の中で、「契約上の債務を負う債務者が当該債務を別の人物に負わせた場合、債権者は新債務者に対して必然的に契約責任でしか責任を追及できず、債権者は自分自身の権利と代理された債務者の範囲という二重の限度でその損害賠償請求を行うことができる」と述べて、契約複合に対し契約責任を適用することを認めた。

次いで民事第一部は、一九八八年六月二日判決⁽⁴⁰⁾で、空港に資材を供給した会社が、供給した資材によって航空機に損害を与えた事例につき以下のように判示した。「契約複合においては、最初の契約と関連を有するがゆえに損害を被っている被害者の損害賠償の要求を決定するのは、その責任（の性質）である。本件においては、債務者はその分野に関して適用可能な規定に従ってその不履行の結果を予測すべきであり、そこに契約が存在しなくても、被害者は債務者に対し契約責任に基づく損害賠償しか請求しえない」。

この二つの判決から推論されるのは、「契約の集合」の内部において責任は必然的に契約責任であり、この損害賠償に適用可能な法規範は、被害者に直接に対抗できる限度と、直接の契約の相手方との関係で有責者が主張可能な限度において決定されるということである⁽⁴¹⁾。破毀院商法部も民事第一部と同じ見解を採用している⁽⁴²⁾。

これに対して民事第三部は、被害者と有責者の間に契約関係が存在しない以上不法行為責任の適用を継続し、古典学説の原則と民法典一一六五条の厳格な解釈を保っていた。破毀院民事第三部一九八八年六月二日判決⁽⁴³⁾は、

家屋建築の注文者が請負契約において契約当事者ではないことを理由に、契約責任の適用を否定、前判決の不法行為責任に基づく判断を支持した。

そこで破棄院大法廷の判断が待たれたが、大法廷は一九九一年七月一二日の《Besse》判決⁽¹⁴⁾で、不動産の引渡から十年以上経過した後に不動産の取得者が下請人に損害賠償請求を行った事例につき判断した。前判決であるナンシー控訴院は、前出民事第一部一九八八年三月八日判決を引用して請求を棄却していた。⁽¹⁵⁾大法廷は控訴院の判断が民法典一一六五条（合意の相対効）に反するものとして、「下請人は、注文者と契約上結びつくものではない」ことを理由にこれを破毀し、契約の効果が及ぶ範囲が明確でなければならぬとする「合意の相対的効力の原則」を復活させた。⁽¹⁶⁾

(三) 《Besse》判決以後の状況

不動産の下請に関して、《Besse》判決はその責任が不法行為責任にのみ限定される旨を明らかにした。ところで、大法廷は民法典一一六五条を幅広く捉え、かつ破毀院民事第一部の一九八八年三月八日判決の判旨を採用したナンシー控訴院判決を批判して、「契約主義者」の主張——契約複合に対して行使される責任訴権に、契約責任の領域を拡張した民事第一部がその論を採用した——に対する批判を拡大した。もはや《Besse》判決以降、契約複合という概念はそれだけでは契約責任の適用——原則として直接の契約締結者間における損害賠償に限られる——を正当化しえないことは明らかである。⁽¹⁷⁾

このような経緯で《Besse》判決以降の破毀院民事部は、注文者が請負人に対して行う責任訴権の性質は不法行為責任であることを認めたのである。⁽¹⁸⁾反対に、大法廷が採用した解決は、連続した買い主に対する転得者、もしくは資材の供給者に対する注文者に「必然的に契約責任に基づく責任訴権」の恩恵を与える判例を問題にしな

い。その判例上の解決が、契約上の責任訴権は物の付属物として譲渡されるという原則に基づいていると一般的に考えられているような場合でも、それは民法典一一六五条とは矛盾せず、かつ今後も適用されるべきであると考えられている⁽⁴⁹⁾。その意味では、《Bege》判決以降の判例の傾向を決定したのはその他の判例であると言える⁽⁵⁰⁾。

以上のことから、契約締結者と第三者との間に生じ得る責任の性質は、現実には例外を伴う原則の適用によって決定されていることが分かる。基本原則として、契約締結者と第三者間にあっては責任の性質は不法行為責任であり、これはたとえ有責者と被害者が同じ契約複合に属していても変わらない。この原則の適用によって、契約複合において互いに関係離れた立場の当事者同間（例えば建築家に対する賃借人）に生じ得る責任の性質は不法行為責任であるということになる。それと対をなすべく民法典一一六五条を適用すると、契約責任の適用は直接の契約当事者間に制限されるのである⁽⁵¹⁾。この原則に対する例外が生じるのは、例えば同種の売買契約が連鎖状に存在する場合、もしくは売買契約と請負契約が混合した連鎖状に存在する場合、仕事の注文者はまず直接の契約に基づいた一方当事者を提訴しなければならない⁽⁵²⁾。

しかしこの点に関しては、立法者が請負のような特殊の場合のために不法行為責任と契約責任の区別を考慮せずに適用される規定を設けたとも考えられ注意が必要である⁽⁵³⁾。

三 契約複合と第三者

契約締結者と第三者の間に生じ得る責任は、契約締結者が損害の作出者であるか被害者であるかによって二つの側面に分かれる。第三者に対する契約締結者の責任と契約締結者に対する第三者の責任である。

(一) 第三者に対する契約締結者の責任

古典学説の採用により、判例は契約締結者と第三者の間に生じる責任は原則として不法行為責任であることを認めている。この不法行為責任としての性質は、責任を生ぜしめる事実の定義を支配する。

1 第三者に対する契約締結者の責任と適用規定

(1) 責任を生ぜしめる事実

第三者が契約締結者の責任を問題にするためには、不法行為責任の要件が具備されていることが必要である。第三者は、損害が契約上のフォートによるものであること、もしくは例外的にはあるが、自己の管理下にあったものから生じたことを証明しなければならない。ここで、フォートは特殊な性質を帯びている。実際に、合意の相対効を認めるためには、不法行為責任が問題になる契約締結者のフォートは厳密な意味の債務不履行と区別されなければならないし、契約上のフォートとの関係では相当の特色がなければならない。つまり不法行為上のフォートは、契約から「分離可能」もしくは「別個独立」でなければならないのである。このような要請は、契約締結者に対する第三者の不法行為上の訴権の根拠である「契約事実 (contat-fait)」の理論に由来する⁽⁵⁴⁾。

破毀院は、少なくとも形式的にはこの概念に関心を持っている。実際に破毀院は、契約締結者に不法行為責任を適用するためには事実審で「それ自身があらゆる契約上の観点からみて契約から独立しているとみなされる不法行為上のフォート」が指摘されることを要求する⁽⁵⁵⁾。この理由付けはその後の破毀院において、問題になっているフォートが契約とは切り離されて検討されたことが明らかでない判決を破棄する際に引用されるが、これは事実審に判断をゆだねる場合にも同様である⁽⁵⁷⁾。従って、被害者たる第三者は契約締結者について問題になるフォートが、契約から独立していることを、法規則違反、不注意、あるいは懈怠として立証しなければならない⁽⁵⁸⁾。

しかしながら、契約不履行を構成する事実が不法行為上のフォートになるかどうかを判断することは実際には困難である。この点が問題になるのは主に瑕疵ある物の被害者とその製作者・供給者の関係であるが、破毀院は契約的基準の変化に応じて不法行為上のフォートの存在を評価する傾向にある。瑕疵ある製品を商品化することは、その瑕疵の存在を認識していなくても、それ自体不法行為上のフォートとなり、第三者に対する製造者の責任を生ぜしめるのである。⁽⁵⁹⁾ この傾向が適切に現れているのが破毀院第三民事部一九八四年六月一九日判決⁽⁶⁰⁾で、これは前判決が売買の目的物の隠れたる瑕疵を検討したことを受けて、「契約の外部で生じたフォートと損害との因果関係を示す理由をもってすれば、仕事の注文者との直接の法的関係がなくても、控訴院は製造者の責任を検討しうる」と判断している。一部の学説はこの判例の影響を受けて、契約上の全てのフォートは第三者に対する関係では結果的には不法行為上のフォートであるとする立場を採る⁽⁶¹⁾。

ところで、不法行為上のフォートと契約の不履行を区別したほうがよい場合がある。それは例えば、契約の「不履行」ではなく「履行」が他人に損害を与える場合である。つまり、第三者に損害をもたらした事実ということは、契約の不履行すなわち契約上のフォートとは異なると考える場合である。⁽⁶²⁾ 加えてそれとは反対に、不履行債務は契約上の債権者の利益になる場合、契約上のフォートは一般的義務違反にはならないことは明らかであるように思われる。競争禁止義務に違反することは、競争の相手方が問題にするような「フォートのある事実」にはならないのである。⁽⁶³⁾

不法行為責任に基づく訴権が、製造者でない買い主に対して行使される場合についての重要な判例として、破毀院第三民事部一九八三年四月二六日判決がある。⁽⁶⁴⁾ 同判決は、控訴院判決が「製造者でない買い主の準不法行為責任は、売買目的物の資材に欠陥があったという事実のみによって推定されうる」と判示したことを支持し、不法行為上のフォートは悪意と同義ではないことを明らかにした。不法行為上のフォートが悪意とみなされるには、

買主が悪意の認識、目的物の品質を疑うための何らかの理由を有していたか、あるいは引渡前に検査を行わなかったことが要求される⁽⁶⁵⁾。

結局、製造者あるいは建設者が隠れたる瑕疵のない製品を引き渡す義務を負う場合に限っては、不法行為上のフォートは契約責任を生ぜしめる事実と同義であると言ってもよく、他の場合においては、被害者たる第三者は損害を生ぜしめる事実が契約から切り離されているフォートであることを依然として証明しなければならないのである⁽⁶⁶⁾。

ところで、損害が物の所為から発生した場合、被害者たる第三者は民法典一三八四条第一項に基づき契約締結者の責任を問題にすることができる。契約締結者の責任を物の保管 (la garde d'une chose) から生じる損害に適用することは、有責契約締結者が損害の発生時に物を保管していた場合には困難なことではない⁽⁶⁷⁾。これに対し、例えば製造業者のような契約締結者が損害を生ぜしめる目的物を引渡した場合、引渡し後の契約締結者は物を「使用、管理、検査」する地位にいないため、責任訴権の行使は実現しない。それでも、構想段階や製造の瑕疵が悪意になる場合なら、「組織の管理 (la garde de la structure)」と「行動の管理 (garde du comportement)」の区別が採用されうる。だが、このような考え方の適用は「組織の管理 (la garde de la structure)」の概念が原則として固有に動力を有する製品にしか適用されないことから、制限される⁽⁶⁸⁾。

(2) 責任訴権と適用規範

契約締結者に対する第三者の訴権が不法行為の性質を有することは、実務に多くの影響を与えられ⁽⁶⁹⁾ている。

まず第一に、第三者は間接的にであつても契約の履行を求めることはできないし、解除訴権のように、契約締結者としての資格に認められた権利を行使することもできない。第三者がなしうるのは、自らが被った損害の賠

償を、契約締結時に契約締結者が求めた結果とは関係なしに請求することである。

第二に、債務者が債権者に対する防御手段として主張可能な、契約から生じる規定は第三者には適用されない。つまりこのように、契約上有責な契約締結者は、被害者たる第三者に責任を制限する条項や仲裁条項をもって対抗できない。

第三に、被害者たる第三者は、不法行為に基づく訴権に適用可能な規定を用いることが可能である。⁽⁷⁰⁾

契約の不履行の結果、第三者が行使する訴権は、契約において想定されている規定とは異なる制度に従う。しかしこれは契約上の均衡を崩壊させるとして、第三者の訴権に不法行為責任を適用することを批判する一部学説の論拠となっている。

2 第三者に対する契約締結者の不法行為責任

契約締結者に対する第三者の責任訴権は重要な展開を見ているが、これは本来契約関係における様々な形の第三者の損害賠償を認めるために用いられてきた。しかし、現在では主に契約複合 (les groupes de contrats) あるいは契約集合 (l'ensembles de contrats) において行使されるようになっていく。

(1) 契約複合の外部第三者による契約当事者に対する不法行為訴権

契約における全くの第三者、間接的な被害者、あるいは契約締結者とは何の関係もなくとも契約の履行から恩恵を受けるに至ったような第三者が、契約締結者を相手取りその責任を追求する場合、裁判所は不法行為責任を適用する。

まず第三者が契約とは何の関係もない立場《penitus extraneus》にあり、全くの偶然でしか契約の履行に関与しないときが考えられる。このような第三者にとっては契約は単なる「事実」であるが、損害の原因になり

得るものである。請負業者の作業中に石が落ちて通行人にけがをさせたような場合がそれである。⁽⁷¹⁾

契約違反によって間接的な被害者になった場合、この間接的被害者は契約締結者に対し不法行為に基づく訴権を行使しうる。⁽⁷²⁾ 間接的被害者は、損害の発生原因たる契約の成立において第三者であり、それ故に契約上の規定を主張することはできないし、損害が予見不可能であることや、契約上の主たる被害者との間に締結される約定で對抗されることもない。判例では物の瑕疵による事故で死亡した被害者の両親が建設者と売主に直接に不法行為責任に基づく訴権を行使することを認めている。⁽⁷³⁾ 治療器具で負傷した患者の両親が医師に対して民法典一三八四条第一項に基づく訴権を行使する場合も認められている。⁽⁷⁴⁾ 本来、判例がこの原則を適用したのは主として運送に関する事例であった。二〇世紀初頭から、運送中に死亡した乗客の間接被害者が運送人に対して直接に不法行為責任に基づく訴権を行使することが認められたが、⁽⁷⁵⁾ その後航空輸送や海上輸送、国際鉄道については、間接被害者に運送人の特別規定を適用する方向に転じた。⁽⁷⁶⁾

では契約の履行から利益を受ける第三者の場合はどうか。契約当事者でもなく、契約複合にも帰属しない第三者が契約の恩恵を受けることがある。その場合には、第三者は契約上の債務と関係がなくても相手方に対して不法行為責任に基づく訴権を行使することができる。例えば、賃借人の家族は賃貸人との関係では第三者であるが、賃貸人に対して不法行為責任を基礎に訴訟を提起することができる。⁽⁷⁷⁾ 被害者である観客が、事故の発生した場所を提供したデパートを訴えた場合も同様である。⁽⁷⁸⁾ ショッピングセンターに出店している商店が、ショッピングセンター外で認可されていない商売を拡張した場合、他の業者に対し不法行為責任上のフォートに基づく責任を負う。⁽⁷⁹⁾

(2) 契約複合の内部第三者による契約当事者に対する不法行為訴権

《Besse》判決以来、被害者と損害の作出者との間に損害を生ぜしめる物の所有権の移転を伴う契約の連鎖が

存在しない以上、契約複合に適用されるのは不法行為責任であることが認められている。しかしこの原則を適用する判例の動向は様々であり、整理が必要である。

① 自己の契約相手方の契約締結者の責任に対する訴権

契約締結者が自分自身で債務全体を履行せずに、下請業者にその履行を任せることはよくある。この場合、下請業者の履行に欠陥があると本来の債権者に損害が生じることになる。例えば、仕事の注文者が下請業者を訴えるような場合である。損害の作出者と被害者との間に権利関係がなく、かつ所有権を移転させる契約の連鎖もな
いことから、破毀院はこの訴権が不法行為責任に基づくことを認めている。⁽⁸⁰⁾ 破毀院大法廷も、契約締結者が民法
典一三八四条第五項に基づいて契約の相手方の従業員のフォートにつき不法行為訴権をその相手方に行使するこ
とを認めている。⁽⁸¹⁾

② 所有権の移転を伴わない目的物に関する契約の連鎖における契約当事者間で行使される訴権

第三者が連続した契約の目的物の処分を許されることは、実務上頻繁に起こることである。例えば、ある人のために製造された物が、賃借人に対して賃貸され、さらに転貸されるような場合である。そのために、目的物に製造上の瑕疵がある場合、損害を被るのは契約の連鎖の最後に位置する者である。このとき被害者は、自分が最初の契約において当事者でなく、かつ所有権移転を伴う契約の連鎖に位置していなければ、最初の契約締結者たる製造者あるいは買主に対して、不法行為責任に基づく訴権を行使することができる。⁽⁸²⁾

③ 同一の取引内における契約当事者によって相互に行使される訴権

同一の取引を実現させるために、何人かの力を借りて、それぞれと別個の契約を締結することが実際にはある。例えば建築においては、一つの建築物の完成のために、仕事の注文者が施工主、職能団体とそれぞれ別個の契約を締結し、そのような共同の参加者の間で契約上の債務を書面にすることはない。よって建築におけるそれぞれ

の諸契約の締結者は、相互の関係においては第三者なのである。よって、そのうちの一人が自己の債務の履行において別の契約の当事者に損害を及ぼすと、その場合の責任の性質は不法行為責任でしかありえない。この点については学説判例ともに一致しているようである。⁽⁸³⁾

債務の履行につき不履行あるいは遅滞が生じた場合に他の契約締結者が連帯してその責任を負う場合、例えば建築家と請負業者のような場合であるが、本来両者の間には契約上の結びつきがないことから、連帯債務者の求償権は不法行為責任に基づくものであると判例では解されている。⁽⁸⁴⁾しかしこれに対しては、求償権を行使する連帯債務者がその前提として個人的に損害を被っているわけではなく、他者と連帯して負うところの債務を履行するだけであるとの批判があり、連帯債務者が行使できるのは施工主の権利を代位した契約責任でしかないといわれる。⁽⁸⁵⁾

判例は、第三者に賠償した後で契約の相手方に求償権を行使することにつき、契約締結者が第三者の権利を代位して、その第三者が行使できる不法行為訴権を契約の相手方に行使する場合にはこれを認める。これは主に施工主が第三者に賠償した後で建設業者に求償する場合に生じる問題である。⁽⁸⁶⁾

(二) 契約当事者に対する第三者の不法行為責任

第三者が債務者と共謀して債務不履行を生ぜしめたり、契約から生じる債務に反するような行動をとったりするなど、契約の不履行が第三者の責に帰される場合がある。このような場合には、契約当事者が第三者に対して責任の訴権を行使することが判例によって認められている。この場合の第三者の責任は不法行為責任であると認められ、様々な適用を受ける。

1 契約当事者に対する第三者の不法行為責任の原則

契約締結者に、債務不履行を理由として第三者の責任に対する訴権を認めることは、アプリオリニに合意の相対的効力を破るように思われるが、第三者の責任は、自らが当事者ではない契約の不履行の場合でも問題になる。判例は二〇世紀初頭から、契約当事者による第三者に対する責任の訴権を認めている。確かに、契約の對抗性の理論に鑑みれば、⁽⁸⁷⁾ 契約に拘束されない第三者は契約の履行を妨げるような行為や法律行為を慎まなければならないということになり自らの自由が制限されているように思うかもしれない。⁽⁸⁸⁾

しかし、先在する契約上の合意を無視して契約を締結したり、契約の条項の妨げになるような第三者の不正行為は、一定の要件が具備されれば責任を生ぜしめ、契約上の債権者は第三者の責任を問題にできる。学説の多くは、第三者が不履行債務の債務者ではなく本来の正しい履行を妨げるような不正行為を働いた場合、契約締結者と第三者の間に生じるこの責任の性質は当然に不法行為責任であるとする。⁽⁸⁹⁾ 学説の中にはこの責任には契約責任の適用がふさわしいと説くものもあるが、⁽⁹⁰⁾ 契約責任の適用によって契約締結者は第三者に対して不履行の契約に含まれる制裁条項の履行を要求することが認められる。

契約履行における瑕疵が、第一契約の実現を妨げるような第二契約の締結を行う第三者の責に帰す場合(例…売買契約というプロセスを経ずに目的物が取得された場合、被害者たる契約締結者の責任訴権はしばしば無効訴権あるいは対抗不能訴権と重なる)、契約締結者は二つの訴権を行使することになる。一つは問題行為の無効を主張できる無効訴権あるいは対抗不能訴権、もう一つは被った損害の賠償を求める責任訴権である。しかし、契約締結者はその請求につき無効訴権と責任訴権のどちらか一つに絞ることがある。多くの場合、無効訴権と責任訴権は緊密な関係にある。実際に、他者の権利を侵害する契約を締結した第三者の責任は、第一契約が第三者に対抗可能な場合にのみ生じるものと解される。⁽⁹¹⁾

2 契約当事者に対する第三者の不法行為責任の適用

以上のように第三者に対し不法行為責任を適用する原則の検討によって、契約締結者の訴権に適用可能な規定および判例における適用の場面が整理できる。

契約締結者に対する第三者の責任が不法行為責任であることからいくつかの結論が導かれる。まず、被害者たる契約締結者は、第三者の不法行為上のフォート⁽⁹²⁾を証明しなければならないが、契約の実行を妨げるような第三者の行為や事実に関しては特殊な側面がある。学説は、第三者と債務者たる契約締結者の間にはつきりとした不正な共謀の性質が認められなければならないとする立場⁽⁹²⁾と、第三者には契約に違反する行為や事実を承知で犯すという、いわば悪意 (*mauvaise foi*)⁽⁹⁴⁾があることが必要であるとする立場⁽⁹³⁾に分かれるが、判例の多くは後者の説を採用する⁽⁹⁴⁾。

被害者たる契約締結者は第三者に関して当該不履行契約の約定を主張できず、従って制裁条項の履行を求めることができない。しかしながら、被害者は自らの被った損害の拡大を証明するために事実の要素としてこれを主張できる⁽⁹⁵⁾。つまり契約締結者は第三者に対して契約の履行を求めることはできないが、侵害の差し止めを求めるか、あるいは対抗不能訴権⁽⁹⁶⁾を行使することができる。

最後に被害者たる契約締結者に第三者の不法行為責任に基づく訴権が認められるのは、判例上大きく二つの場合である。第三者が契約上の債務に違反する不正行為を働いた場合（競業避止義務違反、独占条項違反、企業統合契約違反、輸出禁止の条項違反、独占供給条項違反⁽⁹⁶⁾）、そして第三者が契約の実現を妨げるような契約を承知の上で締結した場合（労働契約を無視して賃金労働者を雇用、片務契約を無視して売買契約を締結、優先条項を無視して契約⁽⁹⁷⁾を締結）がそれである。

四 おわりに

以上、フランスにおける契約責任の拡大という局面において、従来の第三者概念の変容と契約複合理論の展開を概観した。現代社会のもたらす複雑化・分業化という極めて現実的な要請が背景にあるとはいえ、契約責任の拡張的解釈は、伝統的な契約の相対効原理との抵触を招き、契約複合理論の妥当性、ひいては第三者概念の再検討を促すことになる。

今後さらなる検討の課題となる問題を整理すると、まずは契約当事者と第三者の区別基準の根拠を何に求めるかという問題、そしてこれと連動する契約複合理論と契約の相対効原理の論理的整合性―さらには現代における意思自治、個人主義の理念の再考―の問題に大別されよう。

前者に関しては、第三者を契約の「限界当事者」ととらえ、意思自治の原則からしても契約の相対効原理は依然維持されるところも、その絶対性は失われていることを理由に、契約の強制力は当事者の「約束」から生じるのではなく、法が「約束」に付与した価値によって生じるもので、法秩序は契約の義務的効力が狭義の契約当事者以外の者にまで及ぶことを妨げるものではないから、「限界当事者」は全くの第三者ではないとの判断に至るものや、当事者と第三者の間の曖昧な領域を排除するために、第三者をカテゴリー別に分類、例外を設けるなどして客観的判断基準を提示した上で、当事者とは契約の効果により債権者・債務者となる者であるが、第三者にも契約の相対効原理の例外によって契約の義務的効力が及ぶとし、区別基準においては契約への意思関与を重視しつつも、意思自治の原則を退け、契約の義務的効力は契約正義と社会的有用性に基づく法が決定するもの⁽⁹⁸⁾考えるものなど、総じて契約の相対効原理の解釈に加えて、現実の法状況への配慮がうかがえる。

後者に関しては、契約複合理論が第三者の責任の問題と関連づけられて論じられる場合には、債務の履行にお

いて第三者を介在させた場合に債務者がその責任を一方的に軽減されることを避けることが可能である限りにおいて契約複合理論は現実的であると評価されるようであるが、その要件と効果についてはさらなる議論の蓄積を待つものと言えよう。また直接訴権との関係では従来の伝統的な契約法理との整合性に——契約の構成要素である目的 (objet)、原因 (cause)、同意 (consentment) の判断に——困難を生ぜしめるとの指摘もあり、その導入に当たっては契約法全体にわたる調和が問題になる。

契約責任の拡張という場面を民法典上どのように咀嚼するかについては、我が国においてもしばしば議論のあるところであったが、それらは主として契約責任と不法行為責任の関係（請求権競合論）として扱われてきたように思える。しかし、我が国においても実際の契約取引においては、本稿に見るような複数の契約に複数の当事者が関与することで一つの取引が実現する契約形態の出現を無視し得ない。こうした契約形態に契約法上の位置付けを与えようとする取組みは、貴重な試みと言えよう。⁽¹⁰⁾ 筆者の能力不足ゆえ、本稿においては、フランス法の理解を我が国における法解釈の深化へとは到底至らしめ得なかったが、今後は両国における研究の展開を期しつつ、自らの課題としたい。

(1) 我が国においてこの問題に取り組むのは、北川善太郎・債権各論〔第2版〕民法講要Ⅳ（一九九五年）一三六頁以下、河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」法学教室一七二号四八頁（一九九五年）、継続的売買の構造という視点からフランスの学説につき、中田裕康・継続的売買の解消四〇二頁以下（一九九四年）、山田誠一「『複合的契約取引』についての覚書(1)(2)NBL四八五号三〇頁、四八五号五二頁（一九九一年）

(2) フランス民法典一六五条「約定は契約当事者の間でなければ効果を有しない…約定は第三者を何ら害することなく、かつ、約定は一二一条に規定された場合のほかは第三者を利することはない」という規定により、完全な第三者に対しては、契約は原則としていかなる直接的效果を及ぼすことはないが、この規定は契約が第三者に対して間接的效果を生ずることまでを否定しないものと考えられている。参照・山口俊夫・フランス債権法（一九八六）六五

頁。この契約の相対効理論を緩和し、ある面では契約責任の拡張を促すのが直接訴権 (action directe) である。直接訴権とは、債権者が自己の名において、自己の債務者の契約の相手方である第三者に対して直接に行使する訴権である。参照：中村・新倉・今関・フランス法律用語辞典九頁。契約の相対効理論に関しては、高畑順子「フランスにおける契約の相対性原則をめぐって」法と政治三八巻二号（一九八七）一一一頁。

(3) VINET, *Traité de droit civil. Les obligations. La responsabilité: conditions, 1982* によれば、この古典基準は①契約責任でないもの是不法行為責任である②契約締結者間において侵害が契約上の債務不履行から生じる場合の責任は不法行為責任である、とされる。

(4) DURY, *RTD civ.* 1980, p. 355.

(5) 本稿では紙幅の関係上、契約締結者と第三者の責任に関する例外的処理（意思メカニズムによる契約責任の適用、所有権取得に伴う契約に対する契約責任の適用、不法行為責任の適用が排除される第三者）に関する検討に至らなかった。この例外の諸態様に関しては、改めて検討の課題として取り組む所存である。

(6) 《*Res inter alios acta, aliis nec preoddesse, nec nocere protest*》

「当事者間の事は、他者を害せず、かつ利せず」は、当事者間で締結された契約によって第三者が債務者あるいは債権者になるのではない旨の契約の相対性の原理として説明される。

(7) MAZEAUD-TUNC, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile*, t. 1, 6e éd. 1965, no 135 p. 168.

(8) Cass. civ., 11 mars 1940: *Gaz. Pal.* 1940, 2, p. 15.

(9) MAZEAUD-TUNC, *op. cit.*, no 144-3 p. 79.

(10) Bull. ch. mixte, no 1, D. 1973, p. 305, concl. SCHMELCK.

(11) 例えば、負傷した労働者に、雇用者とその顧客間で取り決められた保証条項を主張することを認めなかった判例：破棄院社会部一九七二年三月二一日判決：Bull. civ., V, no 241, p. 220.

(12) Cas. Ire civ., 22 juil. 1931: *DH* 1931, p. 506.

(13) 『*La responsabilité contractuelle et délictuelle. Essai de délimitation entre les deux ordres de responsabilité*, Thèse dactyl. 1978, Paris II, p. 414, no 452s.

- (11) MAZEAUD-TUNC, op. cit., t. I, no 144.
- (12) Cass. 1re civ., 6 fév. 1952: Bull. civ. I, no 55.
- (13) Cass. civ., 18 nov. 1895: DP 1896, I, p. 16. Cass. civ., 27 juill. 1869: DP 1869, I, p. 350. Note par PLA-NIOL, DP 1896, I, p. 81.
- (14) CARBONNIER, Droit civil, t. 4, Les obligations, 13e éd. 1988, no 53.
- (15) GHESTIN, La distinction entre les parties et les tiers au contrat: JCP 1992, éd. G., I, 3628.
- (16) HUET, Thèse, op. cit., t. II, no 459, p. 420.
- (17) VINEY, op. cit., no 214, p. 257.
- (18) VINEY, op. cit., no 240, p. 286. BERTLAND, L'opposabilité du contrat aux tiers, Thèse dactyl. Paris II, 1979, no 277 s. ESPAGNON, La ègle du non-cumul des responsabilités delictuelle et contractuelle, Thèse dactyl. Paris I, 1980, 2e partie.
- (19) フランスでは、民法典一一六四条による契約責任を適用する要件が具備されている場合に、被害者は同一三二条以下の不法行為責任を主張することができなとする、責任非競合の法理があり、その背景には契約責任と不法行為責任の明確な区別が存在している。拙稿「フランス民法における non-cumul 法理について」法学政治学論究代二四号（一九九五年）一八五頁以下。
- (20) ESPAGNON, Juris-Classeurs, Responsabilité civile, Fasc. 1762, no 10 p. 5.
- (21) フランスにおける契約複合理論の提唱者である B. TEYSSIE, Les groupes de contrats, LGD 1975, による「契約連鎖 (Les chaines de contrats)」とは「同一の目的物を介して複数の契約が連続して締結されることであり、連鎖状の構成と称され (p. 39)」「契約の集合 (Les ensemble de contrats)」とは「あるひとつの取引の実現のために、キーパーソンが円を中心になって複数の相手方に向けて直接に契約が締結された放射状態で、環状の構成と称される (p. 96)」。近年のフランス契約法の教科書、概説書による契約複合の説明については後述。
- (22) F. TERRÉ, P. SIMLER et Y. LEQUETTE, Droit civil, Les obligations, 6e éd., 1996, no 72 p. 66.
- (23) B. TEYSSIE, op. cit., no 577 p. 287. さらにテシエは「契約複合において契約責任を認めることは、責任を追及される債務者の状況の悪化を招くものではなく、衡平の観点からしても理にかなっており、かつ、判例上契約複合

- に認められている担保責任に関する直接訴権、契約上の訴権は責任に関する法 (Droit de la Responsabilité) で規定されている多くの要素と統合するとして、自律的に契約責任に基づく訴権を行使することを可能ならしめると主張す。
 8° B. TEYSSIE, op. cit., no 582 p. 290.
 (27) B. TEYSSIE, op. cit., no 578 p. 287.
 (28) R. DEMOGUE, Traité des Obligations, t. VII, 2, 1933, no 1176 p. 599.
 (29) B. TEYSSIE, op. cit., no 580 p. 288; B. STARCK, « Des contrats conclus en violation des droits contractuels d'autrui » J. C. P. 1954, I, 1180, no 37. その他に契約複合の契約責任構成説を採るものとして G. LEVY, « Recherches sur quelques aspects de la garantie des vices cachés dans la vente des véhicules neufs et d'occasion », R. T. D. Civ. 1970, p. 33, 代理関係の擬制とこの構成を採るものとして契約関係の存在を認めるものとして J. F. OVERSTAKE, « La responsabilité du fabricant de produits dangereux » R. T. D. Civ. 1972, no 84 p. 518.
 (30) G. VINEY, « Groupes de contrats et responsabilité du fait d'autrui » Les effets du contrat à l'égard des tiers, Comparisons Franco-Belges, sous la direction de M. FONTAINE et J. GHESTIN, L. G. D. J. 1992, no 10 à 12 p. 346 et s.
 (31) G. VINEY, op. cit., no 10 p. 346.
 (32) G. VINEY, op. cit., no 11 p. 348.
 (33) G. VINEY, op. cit., no 12 p. 349 et 350. なおヴィネイは、この債務免除について、代理及び代理人の指名に対する債権者の合意が場合によってはあったとしても、債務免除を認めるには十分でないとする。
 (34) F. TERRÉ, P. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., no 72 p. 66.
 (35) F. TERRÉ, P. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., no 72 p. 67.
 (36) F. TERRÉ, P. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., no 72 p. 68.
 (37) Cass. 1er civ., 9 oct. 1979; Bull. civ. I, no 241; D 1980, inf. rap. p. 222, obs. LARROUMET; RTD civ. 1980, p. 355, obs. DURRY. この「バンボルギーニ判決 (l'arrêt Lamborghini)」は、製造者と中間買主に対して製造以降に売買された目的物の隠れたる瑕疵を理由とする担保責任の追及を転得者に可能ならしめる基礎は必然的に契

約責任であることを明らかにした。

- (85) Cass. Ass. plén., 7 fév. 1986; JCP 1986, éd. G., II, 20616, note MALINVAUD; D. 1986, p. 293, note BÉ NABENT; RTD civ. 1986, p. 605, obs. REMY.
- (86) Cass. 1er civ. 8 mars 1988; JCP 1988, éd. G., II, 21070, note JOURDAIN; Bull. civ. I, no 69; RTD civ. 1988, p. 760.
- (87) Cass. 1er civ., 21 juin 1988; Bull. civ. I, no 202; D. 1989, p. 5, note LARROUMET; JCP 1988, éd. G., II, 21125, note JOURDAIN; RTD civ. 1989, p. 107, obs. RERY.
- (17) LAVENEUR, La nature de la responsabilité civile dans un groupe de contrats: Resp. civ. assur. oct 1988, p. 3.
- (12) Cass. com., 17 févr. 1987; D. 1987, p. 543, note JOURDAIN; JCP 1987, éd. G. II, 20892, note DUBOIS; Gaz. Pal. 1988, I, p. 224, note ROBINE et VIANDIER.
- (13) Cass. 3e civ., 22 juin 1988; JCP 1988, éd. G., II, 21125, note JOURDAIN.
- (14) Cass. Ass. plén., 12 juillet 1991; JCP 1991 éd. G., II, 21743, note VINEY; D. 1991, p. 549, note CHESTIN; JCP 1991, éd. E., II, 218, note LARROUMET. 本判決では「下請人の責任で欠陥が生じた場合でも」注文者は自己が請負人と締結した契約を基礎として下請人に損害賠償を請求するところがないことが判示されている。
- (15) 「債権者は、自らの権利と債務者との契約における限度でしか必然的な契約責任に基づく損害賠償請求権を行使できない」と
- (16) 《Besse》判決以後学説上の議論が高まり、多くの論文が発表された。主要なものとして、JAMIN, Une restauration de l'effet relatif du contrat: D. 1991, chron. p. 257 s.; JOURDAIN, La nature de la responsabilité civile dans les chaînes de contrats après l'arrêt de l'Assemblée plénière du 12 juillet 1991: D. 1992, chron. p. 149 s.; KARILA, L'action directe du maître de l'ouvrage à l'encontre du sous-traitant est nécessairement de nature délictuelle: Gaz. Pal. 1992, I, doct. p. 18.
- (17) VINEY: JCP 1993, éd. G., I, 3664.
- (18) Cass. 1er civ., 23 juin 1992; JCP 1992, éd. G., IV, no 2445, Cass. 1er civ., 7 juill. 1992; JCP 1992, éd. E., pan.

- 1086; Bull. civ. I, no 221. Cass. 3e civ., 18 nov. 1992: JCP 1993, éd G, IV, 240; Bull. civ. III, no 299.
- (49) ESPAGNON, op. cit., no 18 p. 8.
- (50) 製造者に対する注文者の損害賠償請求の判例 : Cass. 3e civ., 30 oct. 1991: D. 1992, somm. p. 272, obs. KULMAN; JCP 1992, éd. E, pan. 9; RTD civ. 1992, 579, obs. GAUTIER. Cass. 3e civ., 14 nov. 1991: JCP 1992, éd G, I, 3570, p. 149, obs. JAMIN. Cass. 3e civ., 26 mai 1992: Bull. civ. III, no 175. 瑕疵の無い商品に於ける瑕疵の発生原因の調査 : Cass. 1er civ., 27 janv. 1993: Bull. civ. I, no 45.
- (15) ESPAGNON, op. cit., no 20 p. 8.
- (25) Cass. 3e civ., 9 janv. 1991, note BERTELAND: Bull. civ. III, no 10.
- (33) ESPAGNON, op. cit., no 20, p. 8.
- (45) ESPAGNON, op. cit., no 7 p. 4.
- (15) Cass. 1re civ., 7 nov. 1962: JCP 196333, éd. G, II, 12987, note ESMAIN. Cass. 3e civ., 31 janv. 1969: JCP 1969, éd. G, II, 15937, note LIET-VEAUX.
- (95) Cass. 1er civ., 7 nov. 1962, supra. Cass. 1er civ., 21 oct. 1965: Bull. civ. I, no 766.
- (15) Cass. 3e civ., 31 janv. 1969, op. cit. : Cass. 1er civ., 9 oct. 1962: D. 1963, p. 1, note LIET-VEAUX. Cass. 1er civ., 24 oct. 1967: JCP 1968, éd. G, II, 15360, note LINDON.
- (35) Cass. 3e civ., 18 nov. 1992: Gaz. Pal. 1993, 2, p. 435, note BOUBLI; RTD civ. 1993, p. 362, obs. JOURDAIN.
- (35) Cass. civ., 22 juill. 1931: DH 1931, p. 506. Cass. 3e civ., 5 déc. 1972: D. 1973, p. 401, note J. MAZEAUD.
- (99) Bull. civ. III, no 120.
- (19) DURRY: RTD civ. 1974, p. 815, no 4; DEMOGUE: RTD civ. 1924, p. 752; LARROUMET: D. 1978, p. 641.
- (23) Cass. 3e civ., 15 oct. 1970: Bull. civ. III, no 515.
- (33) ESPAGNON, op. cit., no 27 p. 10.
- (19) JCP 1983, éd. G, IV, 209; Gaz. pal. 1983, 2, pan. jurispr. p. 247.

- (55) ESPAGNON, op. cit., no 27 p. 10.
- (56) ESPAGNON, op. cit., no 27 p. 10.
- (57) 海上運送人に対して間接被害者が、あるいは作業中の請負業者に対して第三者が損害賠償を求めた場合。Cass. 3e civ., 8 mars 1978: D. 1978, p. 641, note LARROUMET.
- (58) Cass. 2e civ., 5 janv. 1956: D. 1957, p. 261.; Cass. 2e civ., 10 juin 1960: D. 1960, p. 609, note RODIERE; JCP 1960, éd. G., II, 11824, note ESMAN.
- (59) ESPAGNON, op. cit., no 29 p. 10 et s.
- (70) 時効期間や、国際間の問題に関して、不法行為に適用可能な紛争規定が認められる: ESPAGNON, op. cit., no 29 p. 11.
- (71) 建造物の崩壊で通行人が負傷した場合の建設者の責任: Cass. 3e civ., j juin 1968: D. 1970, p. 453, note JESTAZ. 同く隣人が負傷した場合: Cass. 3e civ., 15 oct. 1970: Bull. civ. III, no 515; Cass. 3e civ., 10 dec. 1970: Bull. civ. III, no 690. 欠陥のある商品や通行人が被害者となった場合の売主の責任: Cass. req., 30 mai 1930: S. 1930, 1, p. 309.; Cass. req., 7 oct 1940: DH 1940, p. 180; Cass. 1er civ., 16 juill. 1971: Gaz. Pal. 1971, 2, p. 810. 欠陥のある資材で観客を負傷させた村の責任: Cass. 1er civ., 1re juill. 1976: Gaz. Pal. 1976, 2, somm. p. 238, obs. CORNU: RTD civ. 1977, p. 567, no 2. 荷役業者が通行人を負傷させた場合の責任: Cass. com., 12 fév. 1968: DMF 1968, p. 349; CA Montpellier, 3 mai 1963: DMF 1964, p. 604. 第三者が、競業禁止義務を守らないう賃借人の責任を問題にした場合: Cass. com., 12 mars 1991. JCP 1992, éd. E, II, 339. 契約締結者がその契約の相手方の受任者を訴えた場合: Cass. 2e civ., 5 oct. 1955: D. 1956, somm. p. 36; JCP 1955, éd. G, II, 9002.; Cass. civ., ch. mixte, 26 mars 1971: JCP 1971, éd. G, II, 16762, note LINDON.
- (72) G. VINEX, L'autonomie du droit à réparation de la victime par ricochet par rapport à celui de la victime initiale, D. 1973, chron. p. 3.; Y. CHARTIER, La réparation du préjudice, no 207 et s., p. 258.
- (73) Cass. req., 8 mars 1937: DP 1938, 1, p. 76, note SAVATIER.; Cass. civ., 22 juill. 1931: DH 1931, p. 506
- (74) Cass. 1er civ., 1er avr. 1968: JCP 1968, éd. G, II, 15547, note RABUT; RTD civ. 1968, p. 714, no 3, obs. DURRY: D. 1968, P. 653, note SAVATIER.

- (75) Cass. req., 27 juill. 1925: DP 1926, 1, p. 5, note RIPERT; S. 1925, 1, p. 249, note ESMAIN.
- (76) 航空輸送は民間航空法典一九五七年三月二日法の第二条 (art. L. 322-3, sl. 2) '国際航空輸送は一九二九年一月一二日ワルシャワ条約二四条、海上輸送は一九六六年六月一八日法およびブリュッセル条約、国際鉄道は一九六一年ベルン条約でそれぞれ規定された。
- (77) J. CARBONNIER. Droit civil. 12e éd. 1985, t. IV, no 55 p. 184. しかし、契約締結者の配偶者は民法典一七五一条によって賃貸人の契約相手方と同等に扱われるため、不法行為責任を主張できなくなるとされる。 ESPAGNON, op. cit., no 34 p. 12.
- (78) Cass. req., 23 févr. 1897, 1er esp.: S. 1898, 1, p. 65, note ESMAIN.
- (79) Cass. com., 20 févr. 1980: JCP 1981, éd. G, II, 19635.
- (80) 注文者の請負業者に対する訴権: Cass. 1er civ., 9 mars 1964: Bull. civ. I, no 138; D. 1965, somm. p. 4.; Cass. 3e civ., 4 déc. 1969: Bull. civ. III, no 790; D. 1970, somm. p. 129.; Cass. com., 17 févr. 1981: Bull. civ. V, no 87.; Cass. 3e civ., 22 juin 1982: Bull. civ. III, no 164. 寄託者の二次的受託者に対する訴権: Cass. 1er civ., 31 oct. 1989: JCP 1990, éd. G, II, 21568, note QUENAUDON. 売買契約を行った請負業者に対する目的物の取得者の訴権: Cass. 2e civ., 8 juin 1979; D. 1980, p. 563, note ESPAGNON. 商品の受取人の輸送船船長に対する訴権: CA Aix-en-Provence, 9 mai 1980: Dmf 1981, p. 659.
- (81) Cass. Ass. plén., 15 nov. 1985: JCP 1986, éd. G, II, 20568, note VINEY; D. 1986, p. 81, note J. - L. AUBERT; RTD civ. 1986, p. 128, obs. HUET.
- (82) 建築家と建設者に対する賃借人の訴権: Cass. 1er civ., 9 oct. 1962: D. 1963, p. 1, note LIET-VEAUX; JCP 1962, éd. G, II, 12290, note ESMAIN; Gaz. Pal. 1962, 2, p. 289.; Cass. 1er civ., 24 oct. 1967: Bull. civ., I, no 309: JCP 1968, éd. G, II, 15360, note LINDON; RTD civ. 1968, p. 364, obs. DURRY; Cass. 3e civ., 31 janv. 1978: JCP 1978, éd. G, IV, III.; Cass. 3e civ., 10 déc. 1980: JCP 1981, éd. G, IV, 80; Gaz. Pal. 1981, 2, p. 637, note PLANQUEL.; Cass. 3e civ., 26 oct. 1988: JCP 1988, éd. G, IV, p. 410. 船舶の所有者に対する転借人の訴権: Cass. com., 16 janv. 1973: DMF 1973, p. 337. 賃貸人に対する転借人の訴権: Cass. civ., 6 mai 1935: DH 1935, p. 332.; Cass. 1er civ., 11 oct. 1967: D. 1968, p. 106, obs. DURRY; RTD civ. 1968, p. 362, no. 2. 資材の供給者に対する

- 対する労働者の訴権 : Cass. civ., 22 juill. 1931: DH 1931, p. 5066; Gaz. Pal. 1931. 2, p. 683. 修理業者に対する目的物の取得者の訴権 : Cass. com., 25 mai 1982: JCP 1982, éd. G. I, V, 276.
- (38) BOUBLI, La responsabilité et l'assurance des architectes, entrepreneurs et autres constructeurs, Journ. not. 1979, no 464 à 469. FOSSEREAUX, Le clair obscur de la responsabilité des constructeurs, D. 1977, chron. p. 25. 契約の履行中、別の契約の締結者に損害を生ぜしめた場合 : Cass. 1er civ., 16 févr. 1994: Bull. civ. I, no 72: JCP 1994, éd. E, chron. 382, p. 393, obs. DEVESA.: Cass. 3e civ., 5 févr. 1992: Bull. civ. III, no 42: Cass. 3e civ., 17 nov. 1993, RIDA 1994, no 203: Cass. 1er civ., 7 févr. 1962: D. 1962, p. 433, note ESMANIN.
- (39) Cass. 3e civ., 3 juill. 1968: JCP 1969, éd. G. II, 15860, note SOINNE: RTD civ. 1969, p. 766, obs. DURRY.: Cass. 3e civ., 1er mars 1983: Gaz. Pal. 1984, I, p. 19, note PLANQUEEL.
- (40) LIET-VEAUX: JCP 1969, éd. G. II, 15937. SOINNE: JCP 1969, éd. G. II, 15860.
- (41) Cass. 3e civ., 15 févr. 1972: JCP 1972, éd. G. II, 17213, note LIET-VEAUX.
- (42) DALLANT, «Le respect des contrats par les tiers», Sem. jur. 1939, éd. G. I, 86. LEMPENS, De l'opposabilité des contrats à l'égard des tiers, Dalloz, 1961, t. II, p. 89.
- (43) スタルクは、第三者の行為や法律行為が生ぜしめる「第三者による契約違反」は、万人に対して (erga omnes) 課される「契約の尊重」という法定義務違反になると説明している⁸ Starck, op. cit., no 37 p. 1180.
- (44) VINEY, «Sous-traitance et responsabilité civile», La sous-traitance de marchés de travaux et de services, Économica 1978, no 205 p. 243. MAZEAUD-TUNC, op. cit., no 142 p. 174. LETOURNEAU, Responsabilité civile, Dalloz 1982, no 220 p. 81.
- (45) 契約責任説の根拠は、契約の結果として不履行・不正行為へ加担した責任は合意の予定する限度及び条件の内、しか責を負わない」と説明される : HUET, op. cit., t. II, no 697 p. 662. DEMOGUE, Traité des obligations, t. VII, éd. Rousseau 1933, no 1176. SAVATIER, «Le prétendu principe de effet relatif des conventions», RTD civ. 1934, p. 525 no 28.
- (46) ESPAGNON, op. cit., no 45 p. 14.
- (47) ESPAGNON, op. cit., no 47 p. 14.

- (93) GINOSSAR, Liberté contractuelle et droit des tiers, LGDJ 1963, no 1 et 2.
- (94) Cass. com., 30 oct. 1968: JCP 1969, éd. G, II, 15964, note PRIEUR.; Cass. 1er civ., 7 janv. 1960: Bull. civ. I, no 15.; Cass. 2e civ., 13 avr. 1972: D. 1972, p. 440.
- (95) ESPAGNON, op. cit., no 47 p. 15.
- (96) 「競争禁止義務違反」 Cass. com., 13 mars 1979: D. 1979, p. 1, note SERRA. 「独占条項違反」 Cass. com., 12 mars 1963: D. 1963, p. 467, note ROBERT.; Cass. 1er civ., 15 déc. 1975: D. 1976, p. 28.; Cass. com., 21 févr. 1978: Bull. civ. IV, no 73. 「企業統合契約違反」 Cass. 1er civ., 17 févr. 1976: Bull. civ. I, no 57. 「輸出禁止の条項違反」 CA Rouen, 29 févr. 1928: Gaz. Pal. 1928, I, p. 677.
- (97) 「労働契約を無視して賃金労働者を雇用」 Cass. req., 8 nov. 1904: DP 1906, I, p. 489, note LECOUR. 「片務契約を無視して売買契約を締結」 Cass. civ., 10 avr. 1948: D. 1948, p. 421: JCP 1948, éd. G, II, 4403.; Cass. 1er civ., 23 oct. 1957: D. 1957, p. 629.; Cass. 3e civ., 8 juill. 1975: Gaz. Pal. 1975, 2, p. 781. 「優先条項を無視して契約を締結」 Cass. 1er civ., 14 janv. 1981: Bull. civ. I, no 14.; CA Aix, 20 févr. 1950: JCP 1950, éd. G, II, 5501, note BECQUÉ.
- (98) F. TERRÉ, P. SIMLER et Y. LEQUETTE, op. cit., no 478 p. 399.
- (99) J. GHESTIN, «Introduction», Les effets du contrat à l'égard des tiers, Comparisons Franco-Belges, sous la direction de M. FONTAINE et J. GHESTIN, L. G. D. J., 1992, no 38 p. 39.
- (100) G. VINET, «Groupes de contrats et responsabilité du fait d'autrui», op. cit., no 23 p. 359.
- (101) C. JAMIN, «L'action directe en droit français», Les effets du contrat à l'égard des tiers, Comparisons Franco-Belges, sous la direction de M. FONTAINE et J. GHESTIN, L. G. D. J., 1992, no 30 p. 282.
- (102) 北川、河上、中田、山田・前掲注(1)参照。特に、河上・前掲論文における問題提起「……今日における複雑な法律関係を解きほぐして、問題に適切に対処するためには、民法典が提供している手がかりだけでなく、問題状況を把握するための補充的な視点が必要……」が示唆に富み、その「補充的視点」は本稿の扱ったフランス法における議論に通じる点がありはしないだろうか。